

## いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務委託 仕様書

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、発注者の仙台市（以下「発注者」という。）が、受託者（以下、「受注者」という。）に業務委託する「いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 1 件名

いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

### 3 業務の目的

本業務は、社会全体でいじめを防止する意識の向上を図るために実施する「いじめ防止応援メッセージ発信」事業（以下、「メッセージ事業」という。事業詳細は「いじめ防止応援メッセージ発信事業について」を参照すること。）等の啓発事業において、効果的かつ戦略的に情報発信や広報等を行い、いじめ防止に係る市民の認知や関心を高めることを目的として行うものである。

### 4 業務内容

本業務においては、デジタル広告の展開や動画広告の制作・配信により、メッセージ事業の広報周知を行うとともに、イベント等において配布するグッズの制作を行うものとする。

#### (1) いじめ防止応援メッセージ募集に係るウェブ広告の展開

いじめ防止応援メッセージの募集開始時にメッセージ事業を周知するため、「仙台市いじめ防止等対策ポータルサイト はじめのいっぽ」(以下、「ポータルサイト」という。)のランディングページへ誘導するための効果的なウェブ広告の手法を検討し、広告の制作及び掲載を行う。なお、ここでいうウェブ広告とは、Yahoo や Google 等のウェブサイト、LINE や Instagram 等の SNS などを活用した広告をいう。

##### ① ウェブ広告の媒体

「3 業務の目的」を達成するうえで最も効果的と思われる媒体及び手法を選定し、掲載するバナー等のデザインとともに提案する。また、複数の媒体を組み合わせることもできる。

##### ② 広告として掲載するバナー等のデザイン等

(ア)バナー等とは、ランディングページへ誘導するために各媒体に配信する広告全般を指す。

(イ)バナー等のデザインや形式、制作数に指定はないが、ポータルサイトのデザインイメージを損なわないよう配慮し、ターゲットへの効果が期待できるものとする。なお、ポータルサイトに掲載しているデザインを使用する場合、データは発注者が提供する。

(ウ)バナー等のデザインについては、発注者における内容確認及び修正指示の機会

を設けるものとする。

③ 広告配信費用

募集に係る広告配信費用は、委託料のうち約2～3割程度を目安とすること。

④ 広告の掲載期間等

令和6年6月下旬からの2ヶ月間内において、もっとも効果的と思われる掲載回数・掲載頻度を受注者が提案し、発注者と協議の上決定すること。なお、広告掲載開始日は、発注者より別途指定するものとする。

⑤ 目標 KPI 等

広告によって達成可能な目標 KPI を設定すること。また、目標 KPI で示した各種値を達成した後も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

⑥ 広告配信のターゲット

仙台市内居住者とする。なお、仙台市内のみに地域限定できない媒体についても、上記ターゲットへの配信効果が期待できるものについては提案することも可とする。また、配信の媒体はパソコンのみではなく、スマートフォン、タブレットにも対応すること。

⑦ 広告の効果検証

実施した広告の配信内容について、配信レポートを作成し、広告期間終了後に発注者に対し報告を行うこと。配信レポートの対象期間は、広告実施期間とする。なお、配信レポート掲載項目として下記項目等を想定しているが、分析にあたり有効な項目等を提案し、発注者と協議の上決定すること。

- ・ 下記項目別の広告表示回数およびクリック数
  - ア) 閲覧者の属性（性別・年齢・特性など）
  - イ) 月、日、曜日実績
  - ウ) デバイス別実績
  - エ) その他分析のために有効な項目

⑧ その他

第三者に帰属する著作権その他の権利に係る画像、書体、文章、記号、図形、色パターン等を用いる場合は、発注者が正当に利用できるよう、あらかじめ受注者の負担で必要な処理を行うものとする。なお、デザイン利用料等についても業務委託料に含まれるものとする。

**(2) いじめ防止応援メッセージを活用した動画広告制作及び配信**

市民から収集したいじめ防止応援メッセージ（以下、「パブリックメッセージ」という。）を広く市民に周知し、社会全体でいじめを防止する機運を高めるため、パブリックメッセージを活用した動画広告に関する企画、制作、配信、納品、広告の効果検証を行う。

① 動画の企画制作

(ア) 広告として流す動画の企画立案、構成、素材作成、編集、著作権の処理の業務の一切を行うこと。

(イ) 制作物の規格等は以下のとおりとする。

- ・ 動画尺 15 秒
- ・ 拡張子 mp4

- ・アスペクト比 9：16（縦型）及び16：9（横型）の2種類（内容は同一）
- (ウ)動画の音声は原則不要とするが、オリジナルかフリー音源を使用する等、著作権その他の法的な問題が発生しないものを使用する場合に限り、音声を使用しても差し支えない。その場合、音響不搭載の機器で放映することも想定し、音声がなくとも伝わる内容とすること。
- (エ)映像に使用する動画素材については、受注者が所有しているものを使用することも可能とする。
- (オ)企画制作においては、パブリックメッセージの文言を活用するとともに、ポータルサイトを周知できる内容とすること。動画の素材であるパブリックメッセージの内容及びポータルサイトのデザインデータは、令和6年8月31日までに発注者がデータで提供するものとする。
- (カ)企画制作にあたっては、発注者における内容確認及び修正指示の機会を設け、発注者の了解を得たうえで納品するものとする。
- (キ)納期限は、(2)②で設定する期間において広告配信が可能な日程とし、発注者と協議の上決定するものとする。
- (ク)第三者に帰属する著作権その他の権利に係る画像、書体、文章、記号、図形、色パターン等を用いる場合は、発注者が正当に利用できるよう、あらかじめ受注者の負担で必要な処理を行うものとする。なお、デザイン利用料等についても業務委託料に含まれるものとする。

## ② 動画広告の配信

- (ア)YouTube等のウェブサイトや、デジタルサイネージなどの広告プラットフォームに、(2)①において制作した動画広告を配信すること(2)(エ)のウェブサイト等を除く)。広告プラットフォームについては、複数利用も可能とする。
- (イ)配信期間は令和6年11月1日から同月末日までとし、もっとも効果的と思われる配信方法・配信回数・配信頻度を受注者が提案し、発注者と協議の上決定すること。
- (ウ)広告配信の対象者は、仙台市内居住者とする。目的に合わせた効果的な年齢、性別などの属性について提案し、それに合わせ広告を配信すること。
- (エ)本業務で制作した動画広告については、発注者は下記ウェブサイト等において配信するものとする。
  - ・仙台市公式動画チャンネル「せんだいTube」への掲載
  - ・ポータルサイトへの掲載
  - ・市役所庁舎等のデジタルサイネージでの放映
  - ・その他、発注者が行ういじめ防止等に関する事業における使用

## ③ 広告の効果検証

実施した広告の配信内容について、配信レポートを作成し、広告期間終了後に発注者に対して報告を行うこと。配信レポートの対象期間は、広告実施期間とする。なお、配信レポート掲載項目として下記項目を想定しているが、選定した配信方法に応じて、分析上有効な項目等を提案し、発注者と協議の上決定すること。

- ・下記項目別の広告表示回数、及び広告をクリックできる媒体で配信した場合のクリック数

- (ア)閲覧者の属性（性別、年齢、特性など）
- (イ)月、日、曜日実績
- (ウ)デバイス別実績
- (エ)その他分析のために有効な項目

### (3) いじめ防止啓発グッズの制作

令和 7 年度以降のイベント等において配布するいじめ防止啓発グッズの企画・デザイン・制作を行うもの。

- ① グッズは、1 種の納品数 1,000 個以上を基本とする。受注者は制作可能なグッズの種類及び数量を提案し、本市と協議のうえ決定すること。
- ② 制作物の例は以下のとおりとする。ただし、あくまで一例であり、納品数を下回らない範囲で、啓発に効果的なグッズがあれば提案すること。

#### 【制作例】

- ・文具類（クリアファイル、ボールペン、カレンダー、下敷き等）
- ・日用品（エコバッグ、マウスパッド等）
- ③ 配布対象は、子育て関連のイベントに来場する子育て世帯（保護者及び小中学生）とする。
- ④ グッズのデザインは、発注者と協議のうえ決定する。デザインの素材は、(1)及び(2)①の業務において制作したバナー等や動画広告の素材を使用することも可能とする。また、ポータルサイトに掲載しているデザインを使用することも可能とし、使用する場合は、発注者がデザインデータを提供する。
- ⑤ グッズの制作にあたっては、発注者における内容確認及び修正指示の機会を設け、発注者の了解を得たうえで納品するものとする。
- ⑥ 制作するグッズがグリーン購入法基本方針に定める特定調達品目に該当する場合は、グリーン購入法の判断の基準を満たすこと。

### (4) その他

本仕様書に記載がない事項で、目的を達成するうえで必要な事項があれば提案すること。

## 5 成果物について

- (1) この業務に係る成果物及び納期限は以下のとおりとする。
  - ① ウェブ広告バナー等デザイン【電子データ】 納期は発注者と協議のうえ決定（6月下旬頃を想定）
  - ② ウェブ広告配信レポート【電子データ】 納期は発注者と協議のうえ決定
  - ③ 動画広告【電子データ及びDVD-ROM1枚】 納期は発注者と協議のうえ決定（10月中旬頃を想定）
  - ④ 動画広告配信レポート【電子データ】 納期が発注者と協議のうえ決定
  - ⑤ いじめ防止啓発グッズ 令和7年2月28日（金）まで
- (2) 成果物の納品先は、仙台市こども若者局こども若者支援部いじめ対策推進課（仙台市青葉区上杉一丁目5番12号）とする。

## 6 委託料の支払及び減額

- (1) 支払い回数及び支払い時期は、発注者による全ての業務完了検査後に 1 回払いとする。
- (2) 本業務の実施内容を企画提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると判断する場合は、発注者及び受注者の協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

## 7 著作権等について

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受注者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。

## 8 その他

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、発注者及び受注者の協議により定める。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって発注者と十分打合せを行い、発注者の意図について確認のうえ、業務を遂行するよう努めること。
- (3) 受注者は、本業務の進捗状況に関して、随時発注者に報告すること。